

鳥取県告示第 598 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
眼科	視覚障害	小松 恵子	米子市両三柳1880 医療法人 同愛会 博愛病院
泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	木内 慎一郎	鳥取市江津730 鳥取県立病院
泌尿器科	じん臓機能障害	太田 匡彦	鳥取市里仁54-2 さとに田園クリニック